

重要事項説明書

(通 所 介 護)

社会福祉法人 招福会
ほまれの家

通所介護重要事項説明書

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 運営方針

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営み、地域の生活者として自立した立場を保ち、個々の高齢者らしい生き方ができるよう、また健康で生きがいをもって社会参加のできるよう元気な高齢者づくりの拠点となり、地域高齢者の活性化に努めます。

- 1、ご利用者の人権、価値観を尊重し、ご利用者の立場になって援助します
- 2、ご家族の介護負担軽減になるよう援助します
- 3、地域の連携を大切にし、チームプレーで援助します
- 4、元気な挨拶、明るい笑顔でご利用者と接します
- 5、ご利用者の生涯発達をめざして援助します

2 事業者（法人）の概要

事業者	社会福祉法人 招福会
所在地	千葉県野田市目吹 1511-3
代表者	理事長 飯田 久夫
設立年月日	2002 年 8 月 3 日
電話番号	04-7120-1033

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	デイサービスほまれの家
指定番号	千葉県事業者番号 1271300491号
所在地	千葉県野田市目吹 1511-3
管理者	千葉 智広
開設年月日	2003 年 9 月 1 日
電話番号	04-7120-1033
FAX 番号	04-7121-0705

(2) 設備の概要

施設面積	329.62 m ²
相談室	1 室
浴室	一般浴・特殊浴
送迎車	4 台

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
生活相談員	2		2
機能訓練指導員	1 (柔道整復師)	2 (看護職兼務)	3
看護職員		2	2
介護職員	3	3	5
運転手		6	6

(4) 営業日等と定員

営業日	月曜日から土曜日まで (ただし年末年始を除きます)
営業時間	午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 45 分
サービス提供時間	午前 9 時 30 分 ~ 午後 4 時 45 分
定員	25 名

4 提供サービス

① 通所介護計画の作成

利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って作成・変更を行います。内容を利用者及び代理人に説明・同意を得て交付します。

② 食事

一般食のほかに季節にあわせた行事食や、ご本人の飲み込む力によって刻み食やソフト食等もご用意します。

③ 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、自立した日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

④ 生活相談

利用者の生活向上を図るための適切な相談・援助を行います。

⑤ 健康チェック

利用ごとに利用者の健康状態の確認を行います。

⑥ 送迎

身体状況に合った車両に配慮し、ご自宅と事業所間を送迎します。

⑦ 介護・レクリエーション

利用者の心身の状況等に応じて、自立した日常生活を営む上で必要な日常生活上の世話、介護、レクリエーションや行事などを行います。

5 利用料等(7 時間以上 8 時間未満でのご利用料金)

(1) 利用料金(1 日あたり)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 基本料金	658 単位	777 単位	900 単位	1023 単位	1148 単位
② 入浴介助 I	40 単位				
③ サービス提供加算 I	22 単位				
④ 個別機能訓練加算 I-Ⅰ	56 単位				
基本合計単位	776 単位	895 単位	1018 単位	1141 単位	1266 単位
⑤ 介護職員等処遇改善加算 I	71 単位	82 単位	93 単位	105 単位	116 単位
合計単位数	847 単位	977 単位	1111 単位	1246 単位	1382 単位
⑥ 地域区分加算	×10.27 円				
介護サービス金額	¥8,699	¥10,034	¥11,410	¥12,796	¥14,193
介護自己負担金額(1 割負担)	¥870	¥1,003	¥1,141	¥1,280	¥1,419
介護自己負担金額(2 割負担)	¥1,734	¥2,007	¥2,282	¥2,559	¥2,839
介護自己負担金額(3 割負担)	¥2,610	¥3,010	¥3,423	¥3,839	¥4,258
1 日のご利用料金(1 割負担)	¥1,620	¥1,753	¥1,891	¥2,030	¥2,169
1 日のご利用料金(2 割負担)	¥2,484	¥2,757	¥3,032	¥3,309	¥3,589
1 日のご利用料金(3 割負担)	¥3,360	¥3,760	¥3,682	¥4,589	¥5,008
⑦ 機能訓練加算Ⅱ	1 ヶ月 20 単位 (1 割負担の場合 21 円 2 割 42 円 3 割 63 円)				

②入浴加算 I は入浴介助を実施した際に加算されます。

③サービス提供加算 I は通所介護職員総数のうち 10 年以上勤務している介護福祉士の割合が 25%を占めている為算定をしています。

④個別機能訓練加算は個別機能訓練士の訓練および看護職員が訓練等を実施します。

⑤介護職員等処遇改善加算 I は、職員の処遇の改善のため算定されています。

$$\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}\times 9.2\%$$

⑥地域区分加算は、野田市の場合 1 単位あたり、10.27 円で算定(野田市の施設共通)

★ご家族送迎の場合には、片道 47 単位減額になります。

(2) その他の費用

食費	昼食代 650 円
おやつ代	おやつ代 100 円
レクリエーションや 外出行事に要する費用	希望者のみ実費相当額(事前にお知らせします)
理美容代	実費相当額 理美容師の出張による理美容サービスを利用
オムツ代	紙オムツ(パンツタイプ) M サイズ 1 枚 80 円 L サイズ 90 円 尿取りパッド 1 枚 30 円

昼食・おやつは 10 時 30 分までキャンセル可能。以降のキャンセルはご請求させていただきます

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し翌月10日以降に請求書を発送致しますので、請求された月の28日までに次のいずれかの方法でお支払いをお願い致します。

- ① 銀行引落(千葉興業銀行口座のみ対応、25日が土日祝の場合は銀行翌営業日)
- ② 指定口座へのお振込み(振込手数料はご負担いただきます)
- ③ 現金持参

6 サービスの中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、通所介護の利用を中止、変更、又は新たな通所介護の利用を追加することができます。この場合には通所介護の実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間に通所介護の提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者又は代理人に提示して協議します。

7 代理人等について

(1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
- ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

- ① 利用者に代わって又は利用者とともに、解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。
- ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ① 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとします。

- ②事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ③連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

8 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ①利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員にお声がけください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ①喫煙・飲酒
- ②従業員又は他の利用者に対し、ハラスメント・その他の迷惑行為を行うこと
- ③事業所内での利用者同士の金銭及び食物等のやりとり
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤従業員及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥その他決められた以外の物の持ち込み

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

・災害時の対応

事業者は BCP（事業継続計画）を策定し、計画に基づき非常災害の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携を整備します。非常災害時などは災害伝言ダイヤルを使用し、身元引受人または成年後見人（近親者など）に利用者の安否などの情報を提供します。

事業者が災害などで施設機能を損ない、利用者を緊急避難する場合などは、身元引受人または成年後見人（近親者など）に、速やかに事業者にお越しいただく場合があります。

・防災設備

非常警報装置、管轄消防署への非常通報装置、スプリンクラー設備、非常用散水栓、消火器、避難用すべり台、非常放送設備

・防災訓練

定期的に避難訓練及び消火訓練を行います。（年3回以上）

・防災責任者 千葉 智広

11 事故発生時の対処方法

- ① サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに管轄市、身元引受人または成年後見人（近親者など）、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、事故の状況及び事故に際してとった処理について記録します。
- ② 事業者は、事業所内で起きた事故などに関して、専任の担当者を置き、事故発生を防止するための安全対策を講じるとともに、身元引受人または成年後見人（近親者など）にその状況や再発防止策を説明するとともに管轄市に報告します。
- ③ 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には賠償します。
- ④ 利用者が、他の利用者又は事業者及び従事者に対して、生命、身体及び精神、財産に損害を及ぼした場合は、利用者および身元引受人または成年後見人（近親者など）が、その損害を賠償します。
- ⑤ 利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）に対して、その損害を保険の範囲で請求します。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：生活相談員 橋本 隆司

- (2) 虐待のための対策を検討する委員会を定期的開催し、利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行いその結果について従業者に周知徹底を図っています。

14 第3者評価の実施状況

実施 済 ・ ㊦

15 サービス内容に関する要望・苦情

(1) 当施設ご利用者様相談・苦情担当

① デイサービスほまれの家

電話番号：04-7120-1033

担当部署：お客様相談室

受付時間：月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分

② 施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

市町村名：野田市 高齢者支援課

電話番号：04-7125-1111

③ 第三者委員

中村 好江

海老原 孝男

電話番号：04-7120-1033

16 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

17 貴重品や現金の持ち込みについて

貴重品（指輪 ネックレス 時計など）や現金の持ち込みはご遠慮ください。また、補聴器も貴重品の扱いとさせていただきます。

自己管理が出来る方のみ持ち込み可能とさせていただきます。

※施設内および送迎車内で破損、紛失等がございましたも、当施設は基本的には責任を負いかねます。

18 個人情報の使用に関して

事業所が利用者及び代理人、身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用・提供または収集することがあります。

1.利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2.利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報共有のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3.使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

19 秘密保持

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者（所在地）千葉県野田市目吹ニツ塚1511-3
（名称）デイサービス ほまれの家

（説明者）氏 名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。また、私および私の家族の個人情報について、必要な場合は居宅介護支援事業者等に対して提供することに同意します。

利用者（住所）_____

（氏 名）_____ 印

（代理者）（住所）_____

（氏 名）_____ 印

（連帯保証人）（住所）_____

（氏 名）_____ 印

（身元保証人）（住所）_____

（氏 名）_____ 印

＊本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、それをもって契約開始となります。

緊急連絡先 ①	
氏 名	
住 所	〒
電話番号	☎
携帯電話	☎
勤務先	☎ 連絡可能 不可
続 柄	

緊急連絡先 ②	
氏 名	
住 所	〒
電話番号	☎
携帯電話	☎
勤務先	☎ 連絡可能 不可
続 柄	

○主 治 医

緊急連絡先 (医療機関)	
病院名	
医師名	
住所	
電話番号	☎

(受診歴のある野田市内の総合病院に、レ点をご記入下さい)

- 野田総合病院
- キッコーマン病院
- 野田病院

救急隊の判断により、希望とは違う病院に搬送される可能性があります。